

## 玉野市空き家改修事業補助制度

◇申請から交付までの流れ

**必ず着工前に申請してください**

申請者

玉野市

申請書等の提出 (様式第1号ほか)

- 申請に必要な書類
- ①入居者の住民票
  - ②入居者の戸籍附票 (※)
  - ③住宅の売買契約書・贈与契約書・賃貸借契約書・使用貸借契約書のいずれかの写し
  - ④申請者の市税完納証明書
  - ⑤改修等、補助対象経費が確認できる書類 (施工業者の見積書等)
  - ⑥改修等の施工箇所、内容の詳細がわかる書類、施工箇所の現況写真
  - ⑦改修等に関する承諾書の写し (売買または贈与契約の場合を除く)
  - ⑧補助対象住宅の改修に係る委任状 (施工業者ごとに枚数必要)
  - ⑨補助金の交付の条件に関する誓約書
  - ⑩補助金の交付の条件を確認するための住民基本台帳、市税等の情報の閲覧に関する同意書
  - ⑪補助対象住宅の着工日が確認できる書類、又は耐震性が確認できる書類の写し (※)
  - ⑫その他、必要に応じて求める書類

※②は補助率2/3の場合のみ。  
②を提出する場合は、  
①は不要。

※⑪は補助率2/3の場合のみ

申請書等の審査

補助金交付決定

**交付決定通知書受領後、改修等の契約及び工事に着手**

内容を変更・中止する際は変更等申請書を提出(様式第4号)

工事完了後速やかに、実績報告書等を提出(様式第6号ほか)

※**1月末**までにご提出ください。

- 工事完了後の報告に必要な書類
- ①入居者の住民票 (改修後に入居した場合)
  - ②工事請負契約書の写し
  - ③工事費用の施工業者への自己負担分の支払いが確認できる書類の写し
  - ④改修等の施工箇所、内容の詳細がわかる書類
  - ⑤施工箇所の着手前と完了後の写真
  - ⑥耐震性が確認できる書類の写し (※)
  - ⑦その他、必要に応じて求める書類

※⑥は補助率2/3の場合のみ

実績報告書等の審査

※必要に応じて現場検査を行います

補助金額の確定通知

補助金交付請求書を提出 (様式第8号)

※施工業者ごとに枚数必要

施工業者指定口座へ振り込み

### 注意!

補助金を受けた人は、関係書類を交付後3年間（補助率2/3の交付を受けた人は交付後10年間）保存してください。

次のような場合、交付した補助金の一部、または全額の**返還を求める**ことがあります。

- ・改修後3年未満（補助率2/3の交付を受けた人は交付後10年未満）で補助金の対象になった住宅から転居したり、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、改造し、貸し付け又は担保の様に供するなどした場合。
- ・市税等に滞納が生じた場合。
- ・補助金の申請書類等に偽り、不正がある場合。